障害児の福祉制度

提案・要望先 厚生労働省

提案・要望の要旨

障害児施設への入所や補装具の支給などの障害児の福祉制度は、障害者自立支援法及び改正児童福祉法の施行により、利用者負担の仕組みや施設の利用方法などが、障害者の自立を支援する制度と同様に見直しされたが、このことによって、今後の障害児の療育支援に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるので、子育ては社会で支援するという視点に立って、国の責任で早急に見直しを行うこと

提案・要望の具体的内容

【現状及び課題】

- 1.今回の見直しにより、保護者の負担が急増し、特に、低所得の世帯ほど負担が増加するといった課題が生じており、経済的な理由から障害児に必要な施設の利用を断念したり、補装具の更新を控えるなどの影響が心配される状況となっている。
- 2.本来は、国において適切な対策が講じられるべきであるが、こうした 状態を放置しておくことはできないため、高知県では、厳しい財政状況 の中で、平成19年1月から、障害児施設の保護者の負担を見直し前の応 能負担の額まで軽減する措置を講じている。
- 3. そもそも、こうした事態が生じた原因は、障害児の健やかな成長と発達を支援する療育を保障することと、障害者の自立を支援することは異なるといった、基本的な議論が十分にされないまま、単に大人の制度に合わせるだけの見直しが行われたことにあると考えている。
- 4.特に、障害児施設に関しては、障害児が多く入所している他の児童福祉施設の保護者負担の仕組みや、在宅の障害児の保護者に支給される手当など、関係する制度との整理がされていないことをはじめ、本県の入所児童の多くが利用契約制度に馴染まない実態であることなど、今回の見直しには大きな問題があると受け止めている。

【要望内容】

- 1.今後の障害児の福祉制度について、療育を保障するという基本的な視点に立ち返るとともに、利用の実態を踏まえて、早急に次のような見直しの検討を開始すること。
 - ・ 障害者施策と一元化する方向の再検討 (措置制度と利用契約制度の適用範囲、利用者負担のあり方など)
 - ・ 障害児に対する総合的かつ専門的な支援のあり方 (早期の療育支援、保護者の子育て支援、虐待や養護といった問題へ の対応など)
 - ・ 他の児童福祉施設や養護学校の寄宿舎など関係する制度との均衡
 - ・ 特別児童扶養手当の適用など所得保障のあり方
- 2.上記の検討を経て、今後の障害児の福祉制度が確立されるまでの間は、保護者負担を、従前の応能負担の額まで軽減するよう、早急に措置を講じること。